

入 札 公 告

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定により、制限付一般競争入札を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

鳥取県西伯郡南部町長 陶山 清孝

1 業務内容

(1) 業務の名称

統合保育所整備事業保育所新築工事監理委託業務

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務位置

南部町 天萬 地内

(4) 履行期間

令和 7 年 8 月 29 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 11 の規定に基づき、令和 7 年度南部町競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者であること。

なお、本件入札に参加する者であって、競争入札参加資格を有していない者は、令和 7 年度南部町競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和 7 年 8 月 15 日(金)正午までに 4 の(1)の場所に提出すること。ただし、当該申請書類の提出により競争入札参加資格者名簿に登録するものではないことを了解すること。

- (3) 本件業務の公告日から開札日(再入札を含む。)までの間のいずれかの日において、南部町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 16 年南部町告示第 40 号)第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県西部地区に本店、支店営業所又はその他の事業所(以下「事業所」という。)を有していること。ただし、事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 一級建築士を 4 名以上配置しており、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) 管理技術者は一級建築士(建築仕法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する者)で、資格を取得後 5 年以上の実務経験を有する者。

3 契約担当課及び入札担当課

- (1) 契約担当課
鳥取県西伯郡南部町 建設課
- (2) 入札担当課
鳥取県西伯郡南部町 建設課 地籍調査室

4 入札手続き等

- (1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する問合せ先
〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1
鳥取県西伯郡南部町 建設課 地籍調査室
電話：0859-36-8555 メール：kensetsu@town.tottori-nanbu.lg.jp
- (2) 入札説明書等の交付方法
令和 7 年 8 月 1 日(金)から令和 7 年 8 月 15 日(金)までの間にインターネットにて鳥取県西伯郡南部町建設課のホームページ(<http://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kensetsu/>)から入手すること。
ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
令和 7 年 8 月 1 日(金)から令和 7 年 8 月 15 日(金)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。
イ 交付場所
(1)に同じ
- (3) 郵便による入札の可否
郵便による入札を実施する。
- (4) 入札の日時及び場所
ア 入札日時
令和 7 年 8 月 25 日(月) 午前 9 時 00 分
イ 開札日時

アに同じ

ウ 場所

鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1

鳥取県西伯郡南部町役場法勝寺庁舎 2 階大会議室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を令和 7 年 8 月 15 日(金)正午までに 4 の(1)の場所に提出しなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、南部町財務規則(平成 16 年南部町規則第 52 号。以下「財務規則」という。)第 146 条第 2 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

7 その他

- (1) 入札の無効
2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 落札者の決定方法
本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規則第 126 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無
無
- (5) その他
詳細は入札説明書による。